

東近江行政組合の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（平成25年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	254,150 人	3,621,599 千円	48,285 千円	2,358,491 千円	65.1 %	66.1 %

(注)人口は、平成26年3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録の人口です。

(2) 職員給与費の状況（平成25年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	306 人	1,050,266 千円	336,708 千円	384,204 千円	1,771,178 千円	5,788,163 円

(注) 職員手当には退職手当を含まない。

* 国家公務員の給与減額措置を踏まえ、東近江行政組合では、平成25年10月1日～平成26年3月31日の間、給料の減額措置（平均4.46%削減）を実施しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

一般行政職・消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	46.0歳	350,467円	489,555円
			423,267円
消防職	37.5歳	291,500円	348,287円
			316,231円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」の上段は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。また、下段は時間外勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当を除いた額である。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分		東近江行政組合	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	(採用なし)	172,200円
	高校卒	(採用なし)	140,100円
消防職	大学卒	178,800円	—
	高校卒	149,800円	—

(注) 現在、組合職員の採用は、初級消防職のみであるため、大学卒初任給は学歴加算した額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消防職	大学卒	264,750円	323,667円	350,600円
	高校卒	228,789円	280,760円	314,350円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

級別職員数等の状況（平成26年4月1日現在）

職務の級	職務の名称		職員数	構成比
	一般行政職員	消防吏員		
7 級	事務局長	消防長、次長、防災担当監、主監、近江八幡消防署長及び八日市消防署長	6人	2.0%
6 級	事務局次長 課長 参事	課長、上記以外の署長、参事及び副署長	16人	5.2%
5 級	課長補佐 主幹	課長補佐、署長補佐、出張所長及び主幹	49人	16.0%
4 級	副主幹 主査 専門員	係長 相当高度な業務を行う主査 専門員	45人	14.7%
3 級	主査 主任主事 副主任主事	主査 相当高度な業務を行う消防士長 特に高度な業務を行う消防副士長	87人	28.4%
2 級	副主任主事	消防士長 消防副士長	51人	16.7%
1 級	主事	消防士	52人	17.0%

（注）東近江行政組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東近江行政組合	国
1人当たり平均支給額（平成25年度） 1,256千円	—
（平成25年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分	（平成25年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

東近江行政組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし					
1人当たり平均支給額			23,312千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員（消防職11名）に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

※平成22年4月から支給無し。

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度決算）		16,031千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		62,866円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		85.0%	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
火災防御手当	当該業務に従事した職員	火災現場での消防業務	1件400円
救助出動手当	当該業務に従事した職員	救助現場での救助活動	1件200円
救急出動手当	当該業務に従事した職員	救急現場での救急活動	1件200円
火災原因調査手当	当該業務に従事した職員	火災現場での原因調査	1件200円
隔日勤務手当	勤務が2日間に渡り24時間拘束される職員	隔日勤務	月額3,000円
救急救命士手当	救急救命士の資格を有する者	救急救命士としての救急救命活動	1件1,000円（救命行為のみ）

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	73,933千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	306千円
支給実績（平成24年度決算）	67,186千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	（前期）161千円 （後期）139千円

*平成24年10月1日愛知郡広域行政組合消防本部との広域化により、4月～9月を前期、10月以降を後期と表記する。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年 額 (25年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000円 扶養親族（1人につき） 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族1人11,000円、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	53,770千円	262,293円
住 居 手 当	借家、借間（最高支給限度額） 27,000円	同	12,999千円	295,432円
通 勤 手 当	交通機関利用者 （最高支給限度額） 55,000円 2 km未満支給無し又は 700円 2 km以上5 km未満 2,000円 5 km以上10km未満 4,100円 10km以上15km未満 6,500円 15km以上20km未満 8,900円 20km以上25km未満 11,300円 25km以上30km未満 13,700円 30km以上35km未満 16,100円 35km以上40km未満 18,500円 40km以上45km未満 20,900円 45km以上50km未満 21,800円 50km以上55km未満 22,700円 55km以上60km未満 23,600円 60km以上 24,500円	同	23,317千円	80,403円
管理職手当	（組合事務局） 事務局長 69,540円 課長、救急医療事務局事務長 50,300円 課長補佐、救急医療事務局事務 長補佐、主幹 39,100円 （消防本部） 消防長 69,540円 次長、主監、近江八幡署長及び 八日市署長 60,216円 課長及び上記以外の署長 50,300円 参事、副署長 45,700円 課長補佐、署長補佐、主幹、出 張所長 39,100円	異	33,125千円	466,549円

5 特別職等の報酬の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		報 酬 の 額	
議 会 議 員	議 長	月 額	3,600 円
	副 議 長	月 額	3,200 円
	議 員	月 額	2,700 円
監 査 委 員	知 識 経 験 者	日 額	5,000 円
	議 会 議 員 選 出	日 額	2,700 円
公 平 委 員		日 額	5,000 円

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（平成26年4月1日現在）

部 門 \ 区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
一 般 行 政 部 門	事務局	5 (3)	5 (3)	0	
	救急医療	1	1		
	小 計 [条 例 定 数]	6 [1 1]	6 [1 1]	0	
特 別 行 政 部 門	消防本部 及び消防署	300 < 2 >	300 < 2 >	0	
	小 計 [条 例 定 数]	300 [3 0 2]	300 [3 0 2]	0	
合 計		306 [3 1 3]	306 [3 1 3]	0	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数である。
 3 ()内は、組合構成市町からの派遣職員で外数である。
 4 < >内は、他の地方公共団体への派遣職員であり外数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	7 人	19 人	39 人	46 人	36 人	42 人	22 人	15 人	26 人	33 人	21 人	0 人	306 人

(注) 職員数には、嘱託職員及び臨時職員並びに構成市町からの派遣職員は含まない。

7 職員の研修状況（平成25年度）

（1）一般行政職

滋賀県市町村職員研修センター				
契約事務担当職員 研修	研修プランナー 研修	研修管理者 研修	給与事務担当職員 研修	例規担当職員 研修
0	0	0	0	1

（2）消防職

消 防 大 学 校								救急救命士 研修所
上級幹部	幹部	予防	警防	救急	救助	火災調査	その他	
0	1	0	0	1	0	0	0	4

滋 賀 県 消 防 学 校			
初任教育	専科教育	幹部教育	特別教育
13	29	10	21

滋賀県市町村職員研修センター	
一般研修	専門研修
9	2

技 能 講 習				
緊急車運転	ガス溶接	玉掛技能	酸欠主任	小型クレーン
10	2	5	5	5

水難救助	山岳遭難
潜水技術	山岳救助
1	0

8 職員の分限及び懲戒処分状況（平成25年度）

区 分	分 限 処 分			
	免職	休職	降任	計
一 般 行 政 職	0	0	0	0
消 防 職	0	2	0	2

区 分	懲 戒 処 分					訓 告 等
	免 職	停 職	減 給	戒 告	計	
一 般 行 政 職	0	0	0	0	0	0
消 防 職	0	1	0	0	1	12

(注)訓告等とは、地方公務員法に基づく分限、懲戒処分に該当しない口頭注意、嚴重注意等を言う。

9 職員の福利厚生状況

事 業 名	対 象 者
総括安全衛生管理者会	総括安全衛生管理者
安全衛生担当者研修会	安全衛生担当者
定期健康診断	全職員
定期健康診断(2回目)	隔日勤務者
特殊健康診断(高気圧健康診断)	潜水業務従事職員
成人健康診断	30歳以上の職員
胃検診	35歳以上の職員
大腸検診	35歳以上の職員
子宮頸がん検診	20歳以上の女性職員
乳がん検診	20歳以上の女性職員

職員互助会の設置

本組合の福利・厚生制度の増進及び共済制度の確立を目的として「東近江行政組合職員互助会」を設置し、職員の健康増進を目的に体育事業、文化事業及び厚生事業を実施している。

その他の事業

滋賀県市町村職員共済組合が実施する助成事業及びライフプラン支援事業等への参加。

10 公平委員会への要求及び不服申立ての状況について

(1) 勤務条件に関する措置の要求内容

平成25年度要求なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成25年度要求なし